



ながくてごみ減量化通信

～第3号～ 令和4年6月 長久手市役所環境課


前回は、もえるごみの組成調査の結果をお伝えしました。

今回は、資源として分別できる『プラスチック製容器包装』について、昨年実施した「もえるごみ袋増額に関する意見交換会」で多くいただいた質問とその答えをお伝えします。

プラスチック製容器包装にはプラマークがついています。



プラスチック製容器包装とは、商品を入れるもの、または、包むもので、中身がなくなった時に不要となるものです。

 材質はプラスチックでも、プラマークのないもの、商品の容器や包装でないプラスチック製品は対象ではありません。歯ブラシなどは「もえるごみ」です。

Q1

容器包装についているラベルはどうすればいいの？



A1. 簡単にはがせるものは、はがしてください。はがしても残ってしまうものは、そのままに出していただいても大丈夫です。

Q2

汚れているものはどうすればいいの？



A2. 汚れているプラスチック製容器包装は、洗って出してください。異物がこびりついて取れない、強いにおいがついているものは、「もえるごみ」で出して下さい。納豆のパックは、水に浸した後、軽くゆすぐと汚れが取れます。



(公財)日本容器包装リサイクル協会では、出すときのポイントを動画で紹介しています。
←HP はこちら

次回は
『古紙の出し方』
をお伝えします！